

広報

No. 200

くま

平成2年2月15日

発行・編集 国見町企画課

|     |             |       |
|-----|-------------|-------|
| ※※※ | 申告は3月15日までに | 2~3   |
| ※※※ | 年金と税        | 4     |
| ※※※ | 公職選挙法の一部改正  | 5     |
| ※※※ | 20歳大人の仲間入り  | 6     |
| ※※※ | ふるさとの文化財    | 7     |
| ※※※ | おしらせ        | 8~9   |
| ※※※ | 公民館だより      | 10~11 |
| ※※※ | わだい         | 12    |



## 169名が 大人の仲間入り

'90 2月

去る1月15日、福祉センターで「成人式」が行われました。

式には、華やかな晴れ着や真新しいスーツ姿の新成人140名が出席。はじめに富永町長が「成人された皆さんは、この日を期に貴重な権利を与えられた国家の一員として、厳粛なる人生の一步を踏み出されました」と式辞を述べ、野村裕一さんに成人証書が手渡されました。また、成人者を代表して佐久間敏江さんが「今日の決意を忘れることなく、選んだ道を精いっぱい進みます」と答辞を述べ、169名の新成人が大人の仲間入りをしました。

# 町民税・所得税・個人事業税

## 申告は3月15日までに

申告準備はお早めに

平成元年分所得の町民税、所得税、個人事業税の申告時期となりました。

そのときになってあわてないよう早めに準備しましょう。

町では、税の理解と申告の円滑化を図るために、次の日程により所得の申告、納税相談を行います。限られた期間ですので、お忘れなく申告されますようお願いいたします。

◇期日  
日程表のとおり(混雑をさけるため、なるべく指定日においでください)

### ◇会場

役場二階第一会議室  
(正面玄関よりお入りください)

### ◇時間

午前九時より午後四時まで

※ぜひ、申告者本人がおいでください

◇持参するもの

1. 配付されている申告書と印鑑

2. 生命保険料、生命共済、建物共済、火災保険料払込証明書

3. 収入金課税の対象となる農産物の収入金の明細書

お果物証明書

(果物、干柿、いちご、専門そ菜、なめこ、しいたけ、トマト、ハウストマト、きゅうり、ハウスきゅうり、なら、インゲン、コンニャク)

4. 水稲・果樹・養蚕・果樹などの共済金明細書・共済支払金受領書

5. 大農具などを平成元年中に購入された場合、その領収書

6. 事業(商売など)をしている方は、総仕入れ・売上げ経費などの帳簿

7. 譲渡所得のある場合は、売買契約書

8. 支払医療費が、所得金額の5%又は、十万円を超える場合医療費支払領収書又は、証明書

9. 日雇・出稼などをしてしている場合、給与支払証明書

10. 還付申告をされる場合、給与支払報告書(源泉徴収票)

11. その他必要と認められるもの

※詳しくは、税務課(電八五二二一一)有線四一六三におたずね下さい。

### 所得税の確定申告は正しく、お早めに

平成元年分の所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、不足の税金だけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

期限内に正しい申告と納税をしましょう。

### 贈与税の

### 申告もお忘れなく

平成元年分の贈与税の申告は、二月一日から三月十五日までです。三月に入らなってしまうと税務署の窓口は、大変混雑します。忘れずに、早めに申告と納税をお願いします。

贈与税の課税の対象となるのは、個人から贈与を受けた現金、土地、貴金属などの経済的価値のあるすべてのものです。

なお、平成元年分とは昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までをいいます。確定申告や贈与税などについてはわからないときは、お気軽に

税務署や税務相談室におたずねください。

●福島税務署

福島市森合町十六番六号

☎343121

●税務相談室

☎334811

### ご覧ください 自分の財産 固定資産の課税台帳

平成二年度の固定資産税の基礎となる土地や家屋、償却資産の課税標準額などが記載されている「課税台帳」が、次の期間中、閲覧できます。

固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を有している方が、その固定資産の価格をもとに算定されます。

ぜひ、この機会に、大切な自分の資産、評価額などをよくご覧ください。

◇期間  
三月一日(木)二十日(火)まで

ただし、第二土曜日(三月十日)・日曜日は除きます。

◇時間  
午前八時半〜午後五時

午前中、十七日の土曜日は午前中

◇場所  
役場税務課

※縦覧期間中は無料で閲覧できます。



お気軽にご相談ください(昨年の申告相談風景)

### 申告相談日程

| 月 | 日  | 曜日 | 午前の対象町内会<br>(午前9時より) | 午後の対象町内会<br>(午後1時より4時まで) |
|---|----|----|----------------------|--------------------------|
| 2 | 13 | 火  | 小坂、大田川               | 前田、板橋                    |
|   | 14 | 水  | 泉田上、泉田中              | 泉田下、鳥取                   |
|   | 15 | 木  | 内谷西、内谷東              | 高城                       |
|   | 16 | 金  | 貝田(北、南)              | 大木戸                      |
|   | 19 | 月  | 山根                   | 光明寺                      |
|   | 20 | 火  | 鶉町、上野                | 山崎北、滝山、石母田東              |
|   | 21 | 水  | 石母田表、石母田北            | 石母田原、石母田西                |
|   | 27 | 火  | 町東、宮東、耕谷             | 山崎館、小館、宮前                |
|   | 28 | 水  | 源宗山東、西、北、大坂          | 駅前、錦町                    |
| 3 | 3  | 土  | 大町南、大町北              | 本町、宮町南                   |
|   | 6  | 火  | 宮町北                  | 確定申告                     |
|   | 8  | 木  | 森江野第1                | 第2、第3                    |
|   | 9  | 金  | 森江野第4、徳江北(第5)        | 第6、第7                    |
|   | 12 | 月  | 森江野第8、第10            | 第9、第11                   |
|   | 13 | 火  | 森江野第12               | 原町、築館、並柳                 |
|   | 14 | 水  | 北部、中部                | 川内                       |

※確定申告をする方は、別途お知らせする日時において下さい。

納税(申告)を早く正しく 気持ちよく

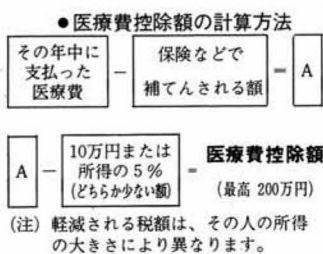
納税(申告)をすませ 笑顔いっぱい 国見町

藤田小五年 佐藤 千賀子

藤田小五年 浅野 優子

### 医療費を支払ったときの税

あなたや家族が病気やけがなどのために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。



- 医療費とは 医療費控除の対象となる医療費とは、次の(1)や(2)のもののみをいいます。
- (1) 次のもののうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- ① 医師、歯科医師による診療代、治療代
- ② 治療、療養のための医薬品の購入費

- ③ 病院や診療所、助産所に収容されるための費用
  - ④ 治療のためのあんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
  - ⑤ 保健婦や看護婦、准看護婦などに支払った療養上の世話の費用
  - ⑥ 助産婦による分べんの介助料
  - ⑦ 次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの
  - ⑧ 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
  - ⑨ 義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入の費用
  - ⑩ 六ヶ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認められた人のおむつ代
- ① 医療費控除を受けるためには、医師などの領収書などを確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提出する必要がある。
- ② 医療費は実際に支払ったものに限り、控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

ご注意ください

# 年金と税



## 年金収入は雑所得

国民年金・厚生年金などの公的年金や生命保険・郵便年金などの私的年金を受け取ったときには雑所得として所得税がかかります。

### 〈公的年金等とは〉

- ①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員等共済組合法などの法律の規定に基づく年金
- ②恩給（一時恩給を除きます）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ③適格退職年金契約に基づいて支給を受ける年金  
などがあります。

### 〈私的年金とは〉

- ①生命保険契約、郵便年金契約、若しくは生命共済に関する契約に基づく年金
- ②退職金共済、退職年金契約に基づく年金があります。



## 雑所得の計算

### 【公的年金】

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得の金額}$$

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なり、次の表のとおりになっています。

### 〈公的年金等控除額〉

#### ●65歳未満の人

| 公的年金等の収入金額    | 公的年金等控除額      |
|---------------|---------------|
| 120万円以下       | 60万円          |
| 120万円超400万円以下 | 年金収入×25%+30万円 |
| 400万円超760万円以下 | 年金収入×15%+70万円 |
| 760万円超        | 年金収入×5%+146万円 |

#### ●65歳以上の人

| 公的年金等の収入金額    | 公的年金等控除額       |
|---------------|----------------|
| 240万円以下       | 60万円           |
| 240万円超440万円以下 | 年金収入×25%+30万円  |
| 440万円超800万円以下 | 年金収入×15%+104万円 |
| 800万円超        | 年金収入×5%+184万円  |

(注)65歳未満かどうかは、その年の12月31日の年齢によります。

### 【私的年金】

(収入金額)

(必要経費)

$$\left( \begin{array}{l} \text{私的年金の} \\ \text{収入金額} \\ + \\ \text{剰余金や割} \\ \text{戻金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険料又は掛} \\ \text{金の総額} \\ \times \\ \text{私的年金の} \\ \text{収入金額} \\ \times \\ \text{年金の支払い} \\ \text{総額(見込み額)} \end{array} \right)$$

= 雑所得金の金額

## 年金収入と確定申告

一定の金額を超える公的年金や私的年金を受け取るときは、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。

# 公職選挙法が改正され、政治家の寄附は

## 罰則をもって禁止されました

第百十六回国会で、「公職選挙法」の一部が改正され、十二月十九日に公布されました。今回の改正の大きなポイントは、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、寄附の禁止規定などが強化されたことです。

この改正は、平成二年二月一日から実施されます。

1 政治家（候補者、候補者となる者および現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

式や通夜での香典。  
①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。なお、政治家以外の人が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 政治家は、年賀状などのあいさつを出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞い状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出すことは禁止されます。

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

5 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀のほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

金のかからない政治、選挙のための政治、寄附禁止のルールを守りましょう。

祭りの寄附



葬式や花輪の香典



1, 2, 4 および5によって処罰されますと公民権停止の対象となります。

# 20歳 大人の仲間入り



▲答辞を述べる佐久間敏江さん



▲まず入口で受付



▲富永町長から野村裕一さんに成人証書の授与

## 20歳になつて

大木戸 星野 博子



幼い頃から20歳というのは、私にとって憧れていたものでした。晴れ着姿になる自分を想像したり、一人前の大人になったような気がしていたのです。この成人の日を迎えて今まで自分を振り返ってみると、周りの人に頼ってしまいかと甘えていた様な私でした。18歳から就職をしたため早くから社会人の仲間入りをした訳ですが、仕事でもまだ20歳ではない、大人ではないのだという気持ちがあり、わがままや失敗をしたりと周りの方たちに迷惑をかけていたかもしれません。20歳になれる一人の人間として扱いがされるので自分の行動に常に責任を持たなければいけない、人間関係も複雑になってくることだろうと思います。しかし、今の私はまだまだ半人前で完全な大人になつたとは言えないのです。それでも、自分の中にある「やさしさ」「思いやり」や自分自

身に対する「厳しさ」を持ち続けていきたい。これから先は決して楽な道ではありませんけれど、新たな階段をひとつひとつ慎重に登って行きたいと考えているのです。この先精神的成長もするために人生の先輩方にならつて、ひとまわり、ふたまわりも大きな人間になれるように指導していただきたいと思っています。いろいろ期待を胸をふくらませ、時には不安なことが待ちかまえていてもいいかもしれませんが、自分の道を進むためにしっかりと足を地につけて勇氣と自分なりに持っている信念を失わず、早く一人前の大人になれるように一生懸命生きてゆきたいと思っています。

### 成人式を 迎えるにあつて

藤田 佐藤水無子



私、人間を一人育てるといふことを今の道に進むまで深く考えるということはありませんでした。子供は、放っておいても大きくなるものですが、私は最初の言葉一つから、両親に繰り返して教えられる、育てられたのです。育てるといふことは、白紙の上に絵を描いていくことと同じであると思います。20年という莫大な時間を費やして、ペーシスを作ってくれたのは両親であると思います。ですから、決して一人で育ってきたわけではなく、私の20年間は両親の20年という時間でもあると思うのです。

今度は、私自身が絵筆を持ってペーシスの上に描いていかなければなりません。もう筆を持って描き始めている人もこれから持とうとする人もいます。その時期は、さまざまであると思います。「成人式」とは一つの通過地点であり、急いで絵筆を持つ必要はなく、ただ、成人として認められているということを感じていけば、筆を持った時にすてきな絵を描き始めることができますかと思えます。途中で悩む事があれば、ペーシスを作ってくれた人に聞くことで、きっと構図や、色の出し方のアドバイスをしてくれるはずだと思えます。

成人式を迎えるにあたり、両親、私の出会った多くの人々に感謝いたします。

私は今、看護婦の道を歩み始めています。

# ふるさとの文化財

70

## 阿津賀志楯

菊池利雄



阿津賀志楯要図

文治五年(一一八九)奥州軍の本拠平泉をめざして東山道を北に向かう、源頼朝の率いる鎌倉軍の侵攻を阻止すべく、藤原泰衡は伊達と刈田郡境にまたがる、阿津賀志山一帯の地に強力

な防御陣地(城郭)を構築し、異母兄の藤原国衡を総大将として二万騎の軍兵を配して迎撃の態勢を固めた。

この城郭の呼称については、『吾妻鑑』の同年九月八日の条に、源頼朝が紫波郡陣ヶ岡(若手)波より泰衡を亡ぼして、奥州合戦に勝利した経緯を、御白河上皇へ言上を依頼した節中納言宛の書状によれば、厚賀志楯と記されている。本稿はこの楯における奥州軍の布陣状況を、最近の調査結果を踏まえ、概観してみようとするものである。

この楯は源頼朝が本営を置いた藤田宿より国見山(阿津賀志山)を経て、東麓部の国見峠を経て、貝田(伊達町)から越河(宮城町)へ向かう地狭部を東山道が走っており、この街道を何本かの横断する形で防御陣地の構築がなされている。その最前衛をなすものは国見山七合目を始点とし、大木戸と石母田の旧村境を平地部に降り、滑川東岸の川岸段丘崖上を西大枝の欠下で逢隈川の旧河道に落ち込む、約三、二kmにわたる帯状遺構の、阿津賀志山防壁(二重)であり、この防御線はさらに国見山より郡境嶺線の長嶺に達する尾根上には、越口土塁・空笹壘・東畑壘そして長嶺上の貝田陣場壘へと延びていた。

この尾根筋は藤原国衡の本営が置かれた大木戸の搦手口にあたり、この面からの鎌倉軍の侵攻に備えて、石母田の兼笹ヶ入川の谷口部には駒場砦、西沢川の支流部には山館や陣場館が築かれ、国石に現存する集石は石塁の構築を準備したものであろう。さらに西側内谷の金有ヶ沢川沿いの花館・守ノ山砦、長嶺上の太子平砦などの構築がなされている。

第二の防御陣地は大木戸防壁で、東山道を狭んで旧貝田と高城の村境に沿って築かれた石塁遺構と、その上流は孫六窪沢川下流は牛沢川の支流大沢・貝田沢川や切ノ内沢川の深い浸食谷に囲まれた貝田の地狭部であり、光明寺村境の地名城内や石塁とおぼしきものが残されており、楯地はこの地に及んでいた。

第三の防御陣地は貝田沢川の深い浸食谷で、切ノ内沢川との合流する台地突端の沢中砦があり、東側山地の向山砦群、光明寺の東越山館はこの楯の搦手をおさえた要害であろう。

第四の防御陣地は、異境を越えた田仙台藩口留番所跡より西部山地の間を走る石塁遺構が残されており、越河地内の別当館や街道沿いの駕籠駅などは、この楯の兵站部とみられる。

### 献血に92名が協力

二月二日、県の移動献血車が来町しました。今回は国見町農協大枝支所前をはじめ、町内四ヶ所所で献血活動を行い、92名の方々に協力をいただきました。(順不同、敬称略)

●印の方は四〇〇cc協力者です。(一般協力)

- 松浦市太郎 瀬戸芳雄
- 志村孝明 佐久間貞市
- 南野 牧 鈴木まさ子
- 鈴木 薫 佐藤弓枝
- 井砂由男・玉手真司
- 佐藤利郎 佐藤和子
- 小林フミ 後藤せき子
- 玉手富子 井砂ヨシ子
- 鈴木ヨシ 佐藤重吉
- 松浦幹男 佐藤久美子
- 佐久間栄子 佐藤和夫
- 上田和雄 佐久間幸雄
- 佐藤正智 高橋昭吾
- 佐藤 智 阿部洋一
- 樋口典雄 廣居重夫
- 菊地芳昇 穴戸隆一
- 佐久間敏雄 吉田義正
- 佐藤ひろみ 伊東芳子
- 中馮栄春 高橋 力
- 鈴木栄明 秋葉 多希子
- 高橋秋子
- 金子明宏 赤坂裕子
- 阿部典昭 佐々木博志

- 阿部優子 尾形晴美
- 半沢弘子 佐久間恵子
- 高橋雪枝 新藤善美
- 佐木孝一 佐藤要輔
- 赤坂はるい 佐野フミエ
- 佐藤好弘 宗川博明
- 幕田道夫 中村秀雄
- 佐藤ミエ 菅野 剛
- (商工会)
- 鈴木正春 鈴木昭子
- 小柴春雄 大森忠治郎
- 秦 精一 高橋芳男
- 穂月辰也 佐久間ツヤ子
- 松浦惣一 佐藤幸輔
- (国見町農協)
- 佐藤福太郎 鴨田美代子
- 福島借用金庫国見支店)
- 岡崎 隼 亀岡貞一
- 阿部正信 八城敏康
- (国見町役場)
- 菊地弘美 菊地富子
- 引地哲也 窪田恭寿
- 鈴木友則 穴戸浩一
- 武田友江 阿部正寿
- 八巻忠義 吉田義勝
- 佐藤光男 羽根田孝司
- 武田慶子 佐藤克成

### 高村さんに銀色有功章

三十回以上の献血協力者に贈られる日本赤十字社の銀色有功章が、高村義孝さん(山崎字北古館八)に贈られました。



生徒を募集

朗読奉仕者養成教室

▽募集人員 10名

▽募集期間 3月15日～3月31日まで  
当日消印有効

▽募集条件 (1)学生・生徒以外の方  
(2)基礎指導：5月から7月まで  
での3か月間  
(毎週火曜日)

実技指導：9月から2月まで  
(毎月2回)

※午後1時30分から3時30分  
まで県点字図書館で受講で  
きる方

▽募集要領

住所・氏名・年令・職業・電  
話番号及び郵便番号を明記し  
たいハガキで申し込みしてくだ  
さい

▽受講生の選考

面接テスト、音声テストを实  
施し合格した方

▽申し込み・問い合わせ

年金額が  
引上げられます

福島市森合町6-1-7  
福島県点字図書館  
☎040522

国会において年金二法案が可決され、年金額の引上げが平成元年(こと)にさかのぼって実施されることになりました。  
年金額の引上げ額は、次の表のとおりです。

今年の年金額の引上げが、四月にさかのぼって実施されますので、四月以降の改定の差額は二月の定期支払時に合わせて支払われることとなります。

〔表〕 年金額の引上げ (月額)

| 厚生年金 (モデル)      | 63年度<br>185,125円<br>(32年加入・夫婦) | → | 平成元年度<br>195,492円<br>(35年加入・夫婦) |
|-----------------|--------------------------------|---|---------------------------------|
| 国民年金            | 52,267円                        | → | 55,500円                         |
| 老齢基礎年金          | 48,867円                        | → | 50,708円                         |
| 20歳以上65歳未満の国民年金 | 32,483円                        | → | 33,717円                         |
| 15歳以上20歳未満の国民年金 | 27,650円                        | → | 28,700円                         |
| 15歳未満の国民年金      | 27,500円                        | → | 28,400円                         |
| 障害基礎年金          | 65,333円                        | → | 69,375円                         |
| 遺族基礎年金          | 52,267円                        | → | 55,500円                         |
| 遺族厚生年金          | 67,942円                        | → | 71,500円                         |

自動車の登録

税の申告はお早めに

毎年三月は、陸運支局や自動車税申告の窓口が大変混雑し、利用者のみなさんにご迷惑をおかけしてしまいます。

自動車を買ったり、譲り受けたり、住所変更、廃車などをした場合は、二月中か遅くとも三月上旬までに手続きを済ませようお願いします。

■自動車登録の問い合わせ  
東北運輸局福島陸運支局  
☎460341

■自動車税の問い合わせ  
福島県自動車県税事務所  
☎211111

■軽自動車の問い合わせ  
福島県軽自動車協会  
☎462577

■国見町役務課  
☎852111

転勤のシーズンです

各機関への届け出を  
忘れずに

三月、四月ともなると、転勤、日差しの訪れとともに、暇か、就職、入学などのシーズンを迎えます。

ところで、この転勤などに伴うのが引越しです。

これら慌ただしい引越しの中で、忘れがちなのが各機関への住居移転届けです。

役場住民課へはもちろんのこと、水道課や郵便局、それに電力会社、ガス会社、電話局、またテレビをお持ちの方はNHKへの連絡が必要となります。

このようなことはあとでなどと考え、引越してしまおうという面倒になってしまふものです。なお、NHKの連絡先は次のとおりです。

〒960 福島市北五老内町一―五  
NHK福島放送局  
☎51191

学生募集

県建設技術学院

福島県建設技術学院では、中堅建設技術者の養成をめざし、次の要領で平成二年度(第一期生)の学生を募集しています。

◆募集期間 平成元年12月1日～平成2年3月31日

◆応募資格 (1)原則として18歳以上25歳までの男子

(2)高等学校卒業程度の学力を有する者(平成元年度卒業見込の者を含む)

◆試験

入学試験は、指定の日に当学

院で行います

◆経費

(1)入学金 5万円  
(2)教育費 20万円  
(制服・教材・諸経費)

※授業料は、財団法人建設産業振興事業団が負担します

◆教育期間

1年間(平成2年4月～平成3年3月)

◆教育科目

○測量工学  
○コンピュータ工学  
○土質工学  
○工事管理

申し込み、その他詳しくは福島県建設技術学院(二本松市安達ヶ原一丁目55の1) ☎0243230530)におたずねください。

異動のあった方  
お届けください

伊達西根堰土地改良区

平成二年度の水利費課課について、賦課の基準となります。農地が売買などにより所有権に異動の出た方、経営移譲などにより名義変更された方、または農地の貸借が行われた場合は水利費の支払い者名を確認のうえ、伊達西根堰土地改良区(三月二十日)まで届け出てください。

連絡先 ☎822319



老人精神保健

巡回相談会を開催

家族だけで

悩まないために

人間はボケてしまおうと何も感じなくなると思いがちですが、それは大変な誤解です。

ボケ老人にも自尊心やしゅう恥心があり、知的な心の働きは衰えても感情は残っています。

ボケ老人がどんな気持ちで過ごしているのかを知り、その老人の気持ちになつていっしょに考えてあげることが、お年寄りをお世話するうえで大切なことです。

お悩みの方は、ぜひ参加してください。

▽日 時

3月15日(木)

午後1時30分～4時まで

戸籍の窓口

(1月受付分)

出生おめでとうございます

| 子 の 名     | 保護者    | 町内会  |
|-----------|--------|------|
| あかね       | 田口 裕之  | 石母田東 |
| 翔平(しょうへい) | 蓮田 裕   | 中前前  |
| 貴大(たかひろ)  | 谷津 幸夫  | 駅前   |
| 智大(ともひろ)  | 谷津 幸夫  | 駅前   |
| 啓大(しょうた)  | 吉田 勉   | 山崎小  |
| 太(けいた)    | 伊東 永昭  | 江十   |
| 輔(すけ)     | 徳江 正樹  | 山崎小  |
| 奈(れな)     | 寺島 忠幸  | 山崎小  |
| 里子(えりこ)   | 遠藤 哲郎  | 山崎小  |
| 和哉(かずか)   | 伊藤 孝一  | 山崎小  |
| 加(あやか)    | 前島 伸一郎 | 山崎小  |
| 恵(さえち)    | 斎藤 一郎  | 山崎小  |

おくやみ申し上げます

| 氏 名   | 年齢 | 町内会   |
|-------|----|-------|
| 菊地 鶴吉 | 72 | 石母田原  |
| 松浦 武市 | 79 | 石母田原  |
| 藤正 利  | 43 | 山川 根内 |
| 城ハキ   | 78 | 山 川 三 |
| 津部ツ子  | 90 | 第 3 南 |
| 巻サ善   | 74 | 第 3 北 |
| 木野 雄  | 91 | 江 田 上 |
| 島野 昂  | 65 | 江 田 寺 |
| 島長    | 79 | 江 田 中 |
| 藤吉    | 87 | 江 田 二 |
| 藤キ    | 90 | 江 田 四 |
| 藤七    | 78 | 江 田 板 |
| 藤七    | 77 | 江 田 小 |

▽会場

内見町福祉センター

▽内容

- (1) 専門医師による個別相談
- (2) 保健婦による介護指導
- (3) 介護用品の展示
- (4) ボケの予防相談

なお、保原保健所では毎月第

二・第四木曜日午後一時から専

門医師による「心の健康相談」を開催していますので、ご利用ください。

キヤッチセールスに

ご注意

二十代前半の若い人を街頭で呼び止めて「アンケートに答えたい」とか「モデルになりませんか」などと誘い、化粧品、健康食品、会員権などの契約をさせてしまう商法です。

クーリング・オフ(無条件解

除)をする

除)をすると、呼び出して再契約を迫ったり、職場にいやがらせの電話をする業者もあります。

◎この商法で扱われる商品

- ・健康食品、化粧品
- ・映画の鑑賞券
- ・エステティックサロン
- ・モデル、タレント養成講座
- ・印鑑

◎被害にあわないためには:

街の中で呼びかけには立ち

止まらないようにし、しつこくつきまとわれなくても無視するぐらいの心構えが必要です。あまりしつこいようなら、近くの交番へ駆け込むのも一つの方法です。

◎買ってしまつたら:

クーリング・オフ(無条件解除)が可能ですので、契約した日から八日間以内に書面で業者

に通知しましょう。

なお、クーリング・オフした

後、業者から呼び出しがあったも応じないようにしましょう。

国民年金

こんなときは

届け出を

忘れないで

①あなたやあなたの配偶者が、厚生年金や共済組合に加入、脱退したとき

②氏名や住所が変わったとき

③死亡したとき

各届出には印鑑、年金手帳などが必要となります。また、添付書類が必要な場合もありますので、確認をしてください。

■届出先

役場住民課国民年金係

☎852111、内線135

人口と世帯

2月1日現在(前月比)1月中のうごき

|     |               |    |     |
|-----|---------------|----|-----|
| 人   | 男 5,741人 (+3) | 転入 | 5人  |
|     | 女 6,218人 (-4) | 転出 | 7人  |
| 口   | 計11,959人 (-1) | 出生 | 14人 |
| 世帯数 | 2,937戸 (+1)   | 死亡 | 13人 |

心配ごと相談日

場所: 役場二階相談室 (東側入口からお入り下さい)

時間: 9時~12時

こまったことや、相談ごとがありましたら、お気軽にご相談下さい。秘密は絶対守ります。

【相談員】

2月23日(金) 後藤 一・佐藤八重子

3月5日(月) 高橋藤右エ門・山内聡子

3月15日(木) 高橋 隆雄・牧野 容子

2月 如月(きさらぎ) 3月 弥生(やよい)

|               |                |
|---------------|----------------|
| 16日(金) 全国狩猟禁止 | 1日(木) 全国火災予防運動 |
| 19日(月) 雨水     | 3日(土) ひな祭り     |
| 20日(火) 水戸梅まつり | 5日(月) 啓 蟄      |
|               | 7日(水) 消防記念日    |
|               | 8日(木) 国際婦人デー   |

# はばたけ若い力 成人おめでとうございます



## 平成2年 成人式



▲成人者全員で記念撮影

国見町公民館  
☎85-2676  
(有)4156

成人の日の一月十五日、町公民館で「成人式」が挙行され、百六十九人が晴れて大人の仲間入りをしました。  
午前十時から式が行われ、富永町長から「協調性があり、社会の皆さんに期待される豊かな心を持った、限りなく伸びゆく

優秀な若人となるよう期待します」と式辞があり、続いて成人者を代表して野村裕一さん(小坂)に成人証書が授与されました。

また、記念品は佐藤利雄教育委員長から五十嵐純子さん(藤田)に目録が手渡されました。式典には大勢の来賓の方々が出席され、代表して松浦義男町議会議長の祝辞がありました。

成人者を代表して佐久間敏江さん(森江野)から「社会の一員としての心構えをしっかりと持ち、今日の決意を忘れることなく、選んだ道を精いっぱい進んでいきたいと思えます」と答辞がありました。

式終了後、宮城会による「箏曲」を聞き、楽しいひとときを過ごしました。

最後に成人者全員で記念写真を撮影して、成人式を閉じました。

### 料理実習と新年会

渡辺愛子

気忙しく過ごしたお正月もほっとした頃、一月十二日に成人学校の一月の学習である「料理実習と新年会」が行われました。前日、福島民報の案内欄に載っていましたので、一時半からこの記事をうのみに福祉センタ

ーに向かったら、一時から始まっており遅刻でした。

講師は管理栄養士の杉崎一江先生で、料理の説明に入っていました。「かんたんな肴の肴づくり」ということで、甘えびの唐揚げ、卵黄の天ぷら、納豆の天ぷら、牛肉のロールのトマトソース焼き、鶏肉の酒蒸し、さらしわかめ、じゃこのバター炒め、おかめとやしのナムル、とメニューは盛だくさんでした。

それから、二十七名の出席者を四グループに分け、男性三名、女性四名の計七名で編成されましたが、男性のエプロン姿などとてもすてきでした。

次から次と調理が進むにつれ、男性の包丁さばきお手並みは大したものでした。特にバセリのミジン切りとか、人参の短冊切等尺度を当てたかのごとく、女性顔負けの仕上がりました。

初めはこれだけのメニューを男性相手にどうしようというののかと思いましたが、先生の指導が実にてきばきで一寸の無駄もなく、次から次とテーブルを巡っての助言により、忽ち仕上がって盛付けていくことができたことに感心させられました。また、男性の盛付けには一笑する場面もありましたが、後片付けなども手早なものでした。



▲男性もエプロン姿で料理に挑戦

そして、三時二十分には全部仕上がり、委員長の挨拶の後乾杯に入り、自らの手料理に舌鼓を打ちながら、呑む程に酔う程に話も弾み、楽しいひとときを過ごしました。

### スポーツだより

- ◇第5回郡綱引き大会  
と き 2月25日(日)  
ところ 桑折町民体育館
- ◇町民スキー教室  
期 3月4日(日)  
場所 みのわスキー場  
会 1人 3,000円(傷害保険料を含む)  
定 45名(定員になり次第メ切ります)  
費 福島交通バス利用  
員 通  
交 ※申し込みは、公民館へ ☎85-2676

## 長寿を祝う

阿津賀志学級の新年寿祝いの会が一月二十三日福祉センター講堂で開かれ、会場いっぱい約二百十名が参加し、大へん盛況でした。

阿津賀志学級の歌の斉唱に始まり、藤田勝衛委員長、蓬田英夫教育長の挨拶に続き、八島忠雄助役、佐藤忠美文教厚生委員長の祝辞をいただきました。

その後、寿祝い該当者四十三名の方々に賀詞と記念品が贈呈され、元気な姿で祝福を受けられました。

そして、吉田嘉蔵さんの謝辞で終わり、記念撮影をしてから、「藤田会」のみなさんによる舞



▲藤田委員長から賀詞の贈呈



▲楽しかった親子スキー教室

## 楽しい一日 親子スキー教室

一月二十八日(日)親子スキー教室を、二本松塩沢スキー場で開催しました。

このスキー教室には、親子三十四人が参加、午前八時に公民館を出発し、九時半にスキー場に到着、早速、サークルポケット

踊を観賞しました。さらに学級生によるアトラクションが行われ、謡曲、歌謡、舞踊、朗読などの熱演を熱心に見入り、拍手と明るい笑い声が館内に響きわたり、楽しいひとときを過ごしました。

○米寿 国分いちの  
吉田 嘉蔵  
八島 アキ

## 平成2年2月～3月公民館及び体育館関係等行事予定表

| 月 | 日  | 曜日 | 午 前                      | 午 後                         | 夜                           | 間 |
|---|----|----|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 2 | 15 | 木  |                          |                             | 青年学級<br>19:30～              |   |
|   | 17 | 土  |                          | 料理教室<br>13:30～              |                             |   |
|   | 19 | 月  |                          | 公民館運営審議会<br>13:30～          |                             |   |
|   | 20 | 火  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:30～ 藤田小学校2年 | 体協ソフトボール部設立<br>準備委員会 19:30～ |   |
|   | 21 | 水  | 中央婦人学級閉講式<br>9:30～       | 成人学級閉講式<br>13:30～           |                             |   |
|   | 22 | 木  |                          |                             | 青年学級<br>19:30～              |   |
|   | 23 | 金  | 阿津賀志学級閉講式<br>9:30～       |                             |                             |   |
|   | 25 | 日  | 伊達郡綱引き大会<br>桑折町体育館 9:30～ |                             |                             |   |
|   | 27 | 火  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 小坂小学校   |                             |   |
|   | 28 | 水  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 大枝小学校   |                             |   |
| 3 | 1  | 木  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 藤田小学校1年 | 青年学級<br>19:30～              |   |
|   | 4  | 日  | 町民スキー教室<br>7:00～ みのわスキー場 |                             |                             |   |
|   | 5  | 月  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 藤田小学校3年 |                             |   |
|   | 6  | 火  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 森江野小学校  |                             |   |
|   | 7  | 水  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 大木戸小学校  | 青年学級<br>19:30～              |   |
|   | 8  | 木  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 藤田小学校2年 |                             |   |
|   | 11 | 日  | 少年仲間づくり教室閉講式<br>9:30～    |                             |                             |   |
|   | 13 | 水  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 藤田小学校2年 |                             |   |
|   | 14 | 木  |                          | 母と子の公民館活動<br>14:00～ 藤田小学校2年 | 青年学級<br>19:30～              |   |

ト会員の指導のもと、スキー教室を行いました。  
参加者の中には、初めてスキ

いをはく人もおり、歩き方、転び方の練習に励んでいました。  
午後は、自分たちでどうにか

滑れるようになり、思い思いにスキーを楽しむとともに、親子のふれあいができました。

わだ  
い



### 鬼は外! 福は内!

藤田幼稚園で豆まき



▲元氣よく鬼は外/福は内/

二月三日は節分。藤田幼稚園では園児全員が遊戯室に集まり、元氣よく豆まきを行いました。この日は、園児が手作りした鬼の面をかぶり、用意された豆を手に、友だちや先生に向けて大きな声で「鬼は外/福は内/」と威勢よく豆をまき、寒さなど

感じさせないほどの熱気に包まれました。

### 文化財を 火災から守ろう

文化財防火デーが一月二十六日、全国一斉に実施されました。これは、昭和二十四年のこの日、奈良法隆寺金堂の壁面が焼失したことを教訓に、大切な文化財を火災やその他の災害から守るために運動を展開するもので、今年で第三十六回になります。

国見町では、二十六日に伊達地方消防組合西分署から四名の消防士においていただき、町文化財保護審議会委員五人とともに、県指定重要文化財の旧佐藤家住宅をはじめ町内八ヶ所の文化財を視察し、防火設備の点検



▲文化財パトロール (石印田供養石塔)

や危険箇所の確認を行いました。旧佐藤家住宅は、公民館の隣

に昭和四十七年に移築復元したものですが、江戸時代中期の本百姓の標準的住居として大変貴重です。ほかにも国史跡石母田供養石塔、町指定の岩淵遺跡や義経の腰掛松など、火災に弱い重要な文化財が町内には数多くあります。

ふるさとの文化財を町民みんなの手で守り、後世に伝えていきたいと思います。

### 大岩機器工業所 国見町に進出決定

昨年八月、科研製薬より町が譲り受けた敷地(科研グラウンド)に送風機、空調機メーカー



▲調印後、固い握手を交わす大岩社長、渡辺県東京事務所長、富永町長

の大岩機器工業所(本社・東京都大田区、資本金九千万円、大岩清二社長)が立地することに

なり、一月二十三日、東京・平河町の福島県東京事務所で工場立地基本協定式が行われました。国見町に建設する工場は、同社の送風機製造部門の拠点工場

で、四月から建設に従事し、平成三年四月操業予定。従業員は当初九十五人、将来百三十人、年間生産額は当初十五億円、将来三十億円を見込んでいます。調印式には富永町長、大岩社長が出席、松浦義勇町議会議長、渡辺貞雄県東京事務所長が立ち会いました。

富永町長の「永い間、町民の待ち望んでいた企業進出で大きな期待をしています」と歓迎の



▲町長室で行われた合同調印式

あいさつの後、大岩社長は「一日も早く良い環境に恵まれた国見町に近代的な工場を建設して、大岩機器を誘致して良かっただ言われる様な企業をめぐっています」と力強い決意を述べられました。

また、昨年十二月十六日には、小坂工業団地に立地する企業五社の合同調印式が、町長室で行われました。

- ㈱東和電機：金属製品塗装
- ㈱東京エンゼル：ペーパースルーパー用品製造・販売
- ヨシナカ産業㈱：食品工業用機器製造・販売
- 日本ハウド㈱：ポンプ輸入販売・修理
- ㈱コーセイ：自動供給装置設計・製作

それぞれの企業に関するお問い合わせは、役場企画課企画係(☎852111、内線252)まで。

### 編集日記

○立春が過ぎたといえ、寒い日が続いています。先日、久しぶりにスキイに行きました。日頃の運動不足があらわれ滑り出した途端にコブで飛ばされ顔面制動。眼鏡は曲がるし、顔はヒリヒリ。でも、気分だけはさわやかでした。(基)